

自費利用重要事項説明書

(2021. 10)



たじま医療生活協同組合

訪問看護ステーション えがお

利用者様に対する訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 事業者名称 | たじま医療生活協同組合 |
| (2) 所在地 | 兵庫県豊岡市今森 465 番地の 1 |
| (3) 代表者 | 理事長 藤井 高雄 |
| (4) 電話番号 | 0796-24-7035 |
| (5) F A X 番号 | 0796-24-7010 |

2. 事業所

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 事業所名称 | 訪問看護サービスえがお |
| (2) 所在地 | 兵庫県豊岡市江本 396-1 10 |
| (3) 電話番号 | 0796-24-6144 |
| (4) F A X 番号 | 0796-24-6145 |
| (5) 事業所番号 | 介護保険：2864490038
医療保険：4490038 |
| (6) 管理者氏名 | 斎 藤 計 子 |
| (7) サービス実施地域 | 旧豊岡市・豊岡市城崎町・豊岡市日高町・豊岡市竹野町・豊岡市出石町 |

3. 事業所の職員体制（2024 年 4 月 1 日現在）

管理者（常勤看護師） 1 名
訪問看護師 4 名
作業療法士 2 名 ・理学療法士 1 名 ・言語聴覚士 1 名

4. 営業日と営業時間

月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
土曜日 午前 8 時 45 分～午後 12 時 45 分
＊日・祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は原則お休みです。

5. 事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り健康で自立した生活を営む事ができるよう在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるようにする事を目的として、訪問看護サービスを提供します。訪問看護の一環

としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が訪問することがあります。

訪問看護サービスの必要性を求める利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。事業者はたじま医療生活協同組合の理念（患者の権利章典）に基づき、運営会議を設置し、事業運営上必要な事項について適時協議します。

6. サービス内容

在宅看護サービス

利用者の要望に従い、看護師そのほか省令で定める者が療養上の世話または必要な診療補助を行うサービスで、基本的に主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

① 病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄等日常生活の補助 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

7. 利用料金